

基本料金(単位/月)		
種別	要支援1	要支援2
介護予防通所リハビリテーション費	2,268	4,228
12ヶ月を超えて利用された場合	-120	-240

その他加算料金(該当時に加算されます)				
種別			要支援1(単位/月)	要支援2(単位/月)
保険報酬範囲	退院時共同指導加算	病院等から退院(もしくは退所)する利用者に対して、入院(もしくは入所)していた病院等のスタッフと共同で指導を行った場合に加算されます。	600	600
	リハビリテーションマネージメント加算に係る医師による説明(単位/回)	リハビリテーション計画について、事業所の医師が、利用者またはその家族に説明し、同意を得た場合加算されます。	270	270
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	看護師あるいは言語聴覚士等により口腔清掃の指導・実施、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施される場合に加算されます。	150	150
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	上記に加え情報を厚生労働省に提出し、その他口腔衛生管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。	160	160
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションを行った場合に加算されます。(開始日より6か月以内)	562	562
	若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。	240	240
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	利用開始時及び利用中6ヶ月毎に口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供した場合に加算されます。(6ヶ月に1回)	20	20
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提出した場合に加算されます。(6ヶ月に1回)	5	5
	科学的介護推進体制加算	利用者の心身状況等の基本的な情報の厚生労働省への提出と必要な情報を活用している場合に加算されます。	40	40
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25%配置されている場合に加算されます。	88	176
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数にサービス別加算8.6%を乗じて算定	---	---
自費	キャンセル料		500	
	6-7時間利用	食費(円/日)	750	
		日用品費(円/日)	200	
		教養娯楽費(円/日)	200	
	2-3時間利用	日用品費(円/日)	50	
		おやつ代(午後利用時)(円/日)	50	
おむつ代		実費		

- ・我孫子市は地域区分が「6級地」であるため、単位数に10.33円を乗じた金額の1割(2割、3割)が料金になります。また、小数点以下の端数処理で差異が生じる場合があります。
- ・通所サービスのキャンセルについては、キャンセル料は無料です。(キャンセルの場合は、必ずご連絡下さい。)
- ・感染症や災害の影響により、利用者数が前年度の平均延べ利用者数等から5%以上の減少している場合に、届け出を行い3ヶ月間基本報酬の3%が加算されます。特別の事情があると認められた場合は一回の延長を行います。加算分は区分支給限度基準額に含まれません。